テレビ電話を活用した薬剤師による対面原則の特例

（令和4年3月31日　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第65号））

規制改革の内容

見直し前

調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合については、薬剤師による服薬指導を対面で行わなければならない

見直し後

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、オンライン診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話等を活用した服薬指導を行うことができる

➢平成28年9月　特区法成立（過疎地等での実施）
➢令和元年9月　特区法施行規則改正（都市部も実施可能に）

効　果

オンライン診療で処方を受けた場合、テレビ電話等を活用して服薬指導を遠隔で受けられるようになる

規制改革の概要

現状

対面での服薬指導

特区
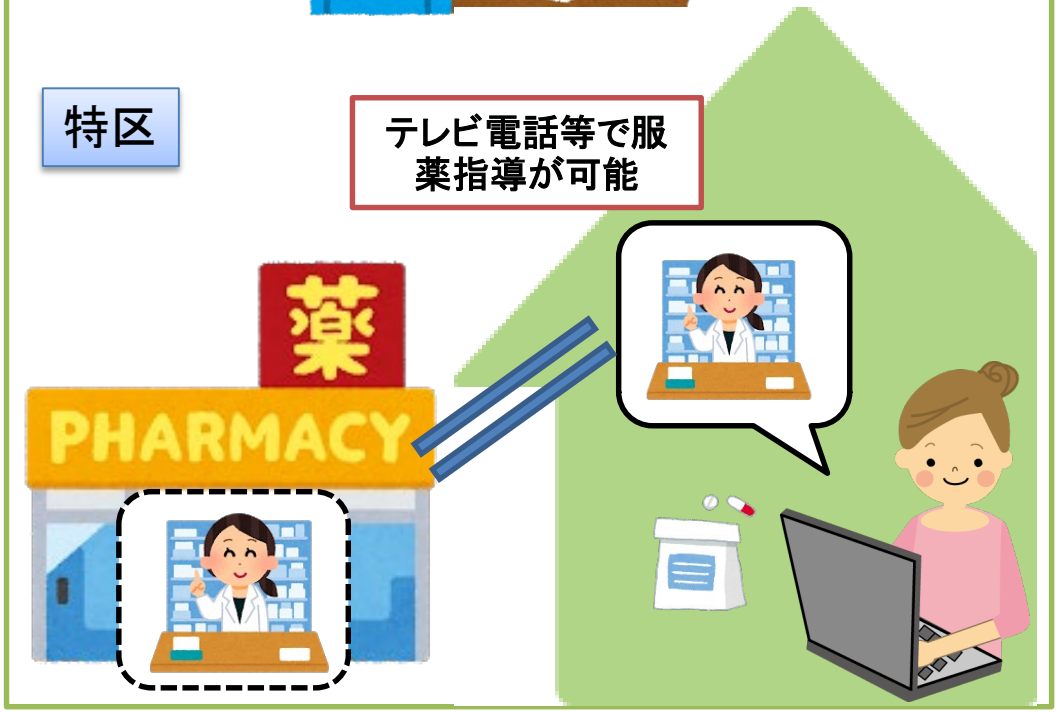
テレビ電話等で服薬指導が可能